

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年11月20日（平成27年（行個）諮問第183号）

答申日：平成28年10月3日（平成28年度（行個）答申第106号）

事件名：本人の労災事故に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日特定時刻に発生した私の労災事故についての監督署の調査結果」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別表1の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表1の5欄に掲げる部分を開示すべきであり、諮問庁が新たに別表2の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、その全部を不開示とすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年7月30日付け千労発基0730第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、意見書及び追記意見の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）意見書

この度の事故に係る情報不開示について何点か意見を述べる。

ア 個人名、事業名等は必要がないので事故の根本的な原因を教えてほしい。

理由：パネルが落下したのは事実で、なぜパネルが落ちたのか。

また、今後、現場でけがや死人を出さないための対策を取りたいためである。

イ もし本人（審査請求人）が死亡していた場合でも遺族に情報開示しないのか。

理由：今回は死に至らなかったがパネルの落下については事例があり死亡事故になっているため、工事に関わった人間が事故の原因を知らないのはおかしいのではないか。

ウ 説明文書の中に特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に対する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているとあるがこちらは事故の原因と関係があるか。

理由：あくまで事故の原因さえわかればいいので事業場の実態など必要はない。

エ こちらも自主改善を行うために事故の原因を開示してほしいので、現状では特定事業場が労働災害、法違反を隠蔽しているようで利益に害するおそれがあると思う。

(2) 追記意見

前回の意見書を踏まえ補充理由説明について追記する。

ア 審査請求人は事故から1年経ち後遺症が残ったが、誰の責任でこのような事故になったか教えてもらえるか？

今回は後遺症が残ったために責任の有無がわかるようにしてほしい。

イ 不開示の理由について内部情報が明らかとなり正当な利益を害するおそれがあることから不開示が妥当と説明しているが、不開示にした方が正当な利益は出ないと思うがおかしいのか？

ウ 事故の内容を情報共有しないことにより業者に不安や不満が生まれると思う。

情報開示をしないことを前提と約束しないと事業場の実態を伝えられないのか。

不開示が前提でないと真実を伝えない体質の方が問題かと思うがどうか。

エ 不開示とすることにより事故対策がとれず同じような事故が起こった。

事故内容がわからずに改善できるのか。

同じような事故が起こらないための対策を取りたいので開示請求している。

以上、意見内容となる。返事を待っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、下記(2)ウに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分

については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報1は、特定事業場における労働災害を契機とする監督指導に係る関係書類であり、別表の1の1欄に掲げる文書番号1ないし3の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、原処分において特定した対象文書の他に新たに、担当官が作成又は収集した文書（別表2の1欄の文書番号2）の3頁、4頁及び23頁並びに特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（別表2の1欄の文書番号3）の8頁ないし20頁、26頁ないし32頁及び37頁ないし44頁についても対象保有個人情報として特定すべきと判断されたことから、当該文書を対象文書に加えるものとする。

なお、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

- ・ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（別表2の1欄の文書番号3の2欄）

文書番号3は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された文書であるが、別表2の1欄の文書番号3の2欄の文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

- (ア) 監督復命書及び続紙（別表の1の1欄に掲げる文書番号1の文書）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の参考事項・意見欄

別表1の1欄の文書番号1の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係

や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法14条3号イに該当する。

また，労働基準法等には，労働基準監督官の臨検を拒み，妨げ，もしくは忌避し，その尋問に対して陳述せず，もしくは虚偽の陳述をし，帳簿書類の提出をせず，又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが，これらの規定は，刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり，直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また，労働基準監督官が，労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合，直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく，まず，当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い，当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により，労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように，労働基準監督官による臨検監督において，事業場の実態を正確に把握し，労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため，事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため，これらの情報が開示されることとなれば，特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに，不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり，真実や率直な意見等を述べることを差し控え，また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり，その結果，監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに，これらの情報には，担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており，開示されることとなれば，労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから，これらの情報は，前段で述べた法14条3号イに該当することに加え，同号ロ，5号及び7号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

別表1の1欄の文書番号1の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には，労働基準監督官が臨検監督を実施したこと

により判明した事実，事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから，開示されることとなれば，事業場における信用を低下させ，取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法14条3号イに該当する。

また，これらの情報には，特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており，通例として開示しないこととされているため，法14条3号ロに該当する。さらに，これらが開示されることとなれば，当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり，また，労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ，さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから，これらの情報は，法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

さらに，別表1の1欄の文書番号1の②は，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，当該部分を不開示とすることが妥当である。

(イ) 担当官が作成又は収集した文書（別表の1及び2の1欄に掲げる文書番号2の文書）

別表1の1欄の文書番号2は，臨検監督の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば，必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条5号及び7号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

別表2の1欄の文書番号2は，労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実，事業場への指導内容等の行政措置に

係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。さらに、これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(ウ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（別表の1の1欄に掲げる文書番号3の文書）

別表1の1欄の文書番号3は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下さ

せ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

別表1の文書番号1の2欄は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(3) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「不開示の部分について開示を求める。」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年11月20日付け厚生労働省発基1120第2号により諮問した平成27年(行個)諮問第183号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

- ・特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち8頁ないし10頁、17頁ないし19頁、20頁、26頁ないし32頁及び37頁ないし44頁(以下、第3においては「当該文書」という。)について

諮問庁としては、これらの文書については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個

人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり特定事業場の取引関係や人材確保の面等において、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、特定事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

そのため、法14条3号イに加え、当該情報全体が同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書のうち、17頁及び18頁を除く文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--|
| ①平成27年11月20日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年12月21日 | 審議 |
| ④同日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤平成28年8月2日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥同月10日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦同月30日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧同年9月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日特定時刻に発生した私

の労災事故についての監督署の調査結果」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表1及び別表2の各1欄に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報1の一部について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、別表2の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）を追加して特定し、その一部については審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示とすることが妥当であるとし、加えて、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

しかしながら、審査請求人は、意見書において、個人名、事業場名等は必要がないので、事故原因の開示を求めると述べていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示としている部分から個人名及び事業場名を除いた部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表2の1欄に掲げる文書番号3のうち、8頁ないし20頁、26頁ないし32頁及び37頁ないし44頁は、特定事業場から任意に労働基準監督署へ提出された文書であり、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

- (1) 26頁及び31頁には、審査請求人を識別できる情報が記載されていると認められることから、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。
- (2) 8頁ないし10頁、17頁ないし20頁、27頁ないし30頁、32頁及び37頁ないし44頁は、審査請求人の労災事故に係る監督指導の経過で特定事業場から労働基準監督署に提出された文書であり、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる情報は記載されていない。

しかしながら、その取得の目的等を考慮すると、当該文書は審査請求人の労災事故を端緒として、労働基準監督署の求めに応じて事業場が提出した審査請求人の労災事故に係る資料であり、記載された情報は他の

情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

- (3) 11頁ないし16頁は、特定事業場から労働基準監督署に提出された審査請求人の労災事故後の工事の概要等についての文書であり、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

- (1) 監督復命書及び続紙（別表1の1欄に掲げる文書番号1の文書）

ア 1頁及び2頁の不開示部分について

(ア)「完結区分」、「監督種別」、「監督年月日」、「署長判決」及び「別添」の各欄

当該不開示部分に記載された内容は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)「参考事項・意見」欄

a 1頁1行目1文字目ないし18文字目、2行目ないし4行目23文字目、4行目37文字目ないし5行目、2頁4行目ないし5行目14文字目及び5行目20文字目ないし6行目4文字目は、当該現場で働く審査請求人が知り得る情報、原処分で開示されている情報からおのずと明らかになる情報又は諮問庁が新たに開示する部分から推認できる内容であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められな

い。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その余の部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施した方法及び臨検監督を実施したことによる事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は上記(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ)「違反法条項・指導事項等」、「是正期日」、「確認までの間」、「備考1」及び「備考2」の各欄

当該不開示部分に記載された内容は、法違反条項、指導事項及びその是正期日に係る記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 21頁及び22頁の不開示部分について

(ア)「完結区分」、「監督種別」、「監督年月日」、「署長判決」及び「別添」の各欄

当該部分は、上記ア(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)「労働者数」、「外国人労働者区分」、「電話番号」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄

当該各欄の不開示部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した特定事業場の内部情報等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記ア(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ)「参考事項・意見」欄

a 21頁1行目1文字目ないし10文字目及び2行目1文字目ないし21文字目並びに22頁8行目ないし9行目10文字目は、上記ア(イ)aと同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その余の部分は、上記ア（イ）bと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ)「違反法条項・指導事項等」、「是正期日」、「確認までの間」、「備考1」及び「備考2」の各欄

当該部分は、上記ア（ウ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 担当官が作成又は収集した文書（別表1及び別表2の各1欄に掲げる文書番号2の文書）

ア 3頁、4頁及び23頁について

当該部分は、労働基準監督官が行った監督指導に関し、特定労働基準監督署が特定事業場に対して交付した文書の控えである。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 5頁、6頁、24頁及び25頁について

当該部分は、臨検監督の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報であり、上記（1）ア（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（別表1及び別表2の各1欄に掲げる文書番号3の文書）

ア 7頁ないし10頁及び26頁ないし44頁について

当該部分は特定事業場から提出された文書であり、内部管理情報であることから、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督署に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督署が行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は事業主が法違反の隠蔽を行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とする

ことが妥当である。

イ 17頁ないし20頁について

当該部分には、当該事業場の雇用管理に関する内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1の5欄に掲げる部分は同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条2号、3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であり、また、諮問庁が新たに本件対象保有個人情報2を追加して特定し、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条2号、3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 対象文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分	4 該当条文 (法14条)	5 開示すべき部分
番号	文書名	通頁				
1	監督復命書及び続紙	1頁, 2頁, 21頁, 22頁	1頁の「No.」欄の1枠目ないし3枠目, 「確認までの間」欄, 「備考1」欄及び「備考2」欄の4枠目ないし7枠目, 2頁の「参考事項・意見」欄14行目19文字目ないし21行目, 21頁の「確認までの間」欄, 「備考1」欄及び「備考2」欄の2枠目ないし7枠目。	①1頁の「完結区分」欄, 「監督種別」欄, 「監督年月日」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄1行目ないし5行目, 「違反法条項・指導事項等」欄, 「是正期日」欄, 「確認までの間」欄, 「備考1」欄及び「備考2」欄の1枠目ないし3枠目, 「別添」欄, 2頁の「監督種別」欄, 「参考事項・意見」欄1行目ないし9行目, 22行目ないし30行目, 21頁の「完結区分」欄, 「監督種別」欄, 「監督年月日」欄, 「労働者数」欄, 「外国人労働者区分」欄, 「事業の名称」欄, 「電話番号」欄, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄1行目及び2行目, 「違反法条項・指導事項等」欄, 「是正期日」欄, 「確認までの間」欄, 「備考1」欄及び「備考2」欄の1枠目, 「別添」欄, 22頁の「監督種別」欄及び「参考事項・意見」欄2行目ないし30行目。	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	1頁「参考事項・意見」欄の1行目1文字目ないし18文字目, 2行目ないし4行目23文字目, 4行目37文字目ないし5行目, 2頁「参考事項・意見」欄の4行目ないし5行目14文字目, 5行目20文字

					目ないし6行目4文字目, 21頁「参考事項・意見」欄の1行目1文字目ないし10文字目及び2行目1文字目ないし21文字目並びに22頁「参考事項・意見」欄の8行目ないし9行目10文字目	
				②1頁の「事業場の名称」欄の1文字目ないし4文字目, 「面接者職氏名」欄, 2頁の「参考事項・意見」欄1行目27文字目, 28文字目, 34文字目, 35文字目, 21頁の「事業場の名称」欄の1	2号	(対象外)

				文字目ないし4文字目, 「面接者職氏名」欄。		
2	担当官が作成 又は収集した 文書	5頁, 6頁, 24頁 及び2 5頁		5頁, 6頁, 24頁及び25 頁	5号及び7 号イ	なし
3	特定事業場から労働 基準監督署へ 提出された文 書	7頁, 33頁 ないし 36頁		7頁及び33頁ないし36頁	2号, 3号 イ及びロ, 5号並びに 7号イ	なし

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが, 文書番号1ないし文書番号3の1枚目ないし44枚目に1頁ないし44頁と付番したものを「頁」として記載している。

別表2

1 対象文書番号, 文書名及び通 頁			2 諮問庁 が不開示 とする部 分	3 該当条文 (14条)	4 保有 個人情報該 当性	5 開示 すべき 部分
番号	文書名	通頁				
2	担当官が作 成又は収集 した文書	3頁, 4頁及 び23頁	全て	2号, 3号イ 及びロ, 5号 並びに7号イ		なし
3	特定事業場 から労働基 準監督署へ 提出された 文書	・ 8頁ないし 10頁, 19 頁及び20 頁, 27頁な いし30頁, 32頁, 37 頁ないし44 頁	・ 全て	・ (保有個人 情報非該当) 2号, 3号イ 及びロ, 5号 並びに7号イ	・ 該当す る	・ なし
		・ 17頁及び 18頁	・ 全て	・ (保有個人 情報非該当) 3号イ及び ロ, 5号並び に7号イ	・ 該当す る	・ なし
		・ 26頁及び 31頁	・ 全て	・ (保有個人 情報非該当) 2号, 3号イ 及びロ, 5号 並びに7号イ	・ 該当す る	・ なし
		・ 11頁ない し16頁	・ 全て	・ 保有個人情 報非該当	・ 該当し ない	・ なし